

令和2年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	4
8	日程第 2 議席の指定	4
9	日程第 3 会議録署名議員の指名	5
10	日程第 4 会期の決定	5
11	日程第5 から日程第1 2	5
12	提案理由説明	6
13	質疑・討論・採決	8
14	日程第1 3 一般質問	18
15	閉会	22

会 議 日 程

令和2年2月10日（月曜日） 午後1時50分開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議第1号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議第2号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議第3号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 8 議第4号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議第5号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第6号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第7号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改正について
- 第13 一般質問

○

出席議員（38名）

1番	倉 重	徹
3番	松 岡	隼 人
4番	安 田	康 則
5番	高 岡	利 治
6番	中 尾	嘉 男
7番	中 嶋	憲 正
8番	猿 渡	美智子
9番	柴 田	正 樹
11番	守 田	憲 史
12番	園 田	浩 文
15番	上 村	則 幸
16番	松 尾	純 久
17番	佐 藤	安 彦

18番	福	永	栄	助
20番	佐	藤	真	二
21番	小	林	久美子	
22番	高	橋	周	二
23番	渡	邊	誠	次
24番	市	原	正	文
25番	後	藤	三	治
26番	堀	田	直	孝
27番	吉	良	清	一
28番	藤	木	正	幸
29番	清	崎	輝	昭
30番	西	村	博	則
31番	宮	川	安	明
32番	工	藤	文	範
33番	片	山	裕	治
35番	川	野	雄	一
37番	吉	瀬	浩一郎	
38番	森	山		宏
39番	中	嶽	弘	繼
40番	高	岡	重	盛
41番	木	下	丈	二
42番	内	山	慶	治
43番	柳	詰	正	治
44番	溝	口	峰	男
45番	錦	戸	俊	春

○

欠席議員（7名）

2番	中	村	博	生
10番	桑	原	千	知
13番	古	賀	源一郎	
14番	来	海	恵	子
19番	高	巢	泰	廣
34番	竹	崎	一	成
36番	森	本	完	一

○

説明のため出席した者

広域連合長	大西一史
副広域連合長	荒木泰臣

事務局 長 近 浦 茂 実
事務局次長兼事業課長 丸 山 尊 司
事務局次長兼給付課長 谷 樹
事務局次長兼総務課長 京 雅 巳

○

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 入 江 常 治
書 記 久 保 田 孝
書 記 松 崎 太 志 朗

○

午後 1 時 5 0 分開会

○

○倉重徹 議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席議員は 38 名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 2 年第 1 回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。日程第 5 ないし日程第 12 の議案審議については、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

○

日程第 1 諸般の報告

○倉重徹 議長

それでは、これより日程第 1、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による現金出納検査結果報告がありましたので、議案とともに事前に送付しておりますとおり、議会に対する報告といたします。

なお、令和 2 年 1 月検査分の結果報告については、事前の送付に間に合わなかったため、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

日程第 2 議席の指定

○倉重徹 議長

次に、日程第 2、「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、今回選出されました、木下丈二議員の議席を 41 番に指定いたします。

○

日程第3 会議録署名議員の指名

○倉重徹 議長

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

29番、清崎輝昭議員、35番、川野雄一議員を指名いたします。

○

日程第4 会期の決定

○倉重徹 議長

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉重徹 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○

日程第5 議第1号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

日程第6 議第2号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第7 議第3号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第8 議第4号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議第5号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第6号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第7号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改正について

○倉重徹 議長

次に、日程第5ないし日程第12、議案審議を行います。

議第1号ないし議第8号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

○ _____ ○ _____
○大西一史 広域連合長

議長。

○ _____ ○ _____
○倉重徹 議長

大西連合長。

○ _____ ○ _____
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆さん、こんにちは。広域連合長の大西でございます。提案理由の説明に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様を始め、構成市町村の皆様との御協力により円滑に運営をすることができておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、昨年健康保険法等の改正によりまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施がこの4月から施行される運びとなりました。本県におきましては、準備が整いました市町村から順次スタートすることとしておりますが、これは地域の被保険者の皆様の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業に取り組むことで健康寿命の延伸を図っていくものとなります。県下45の市町村と更に連携を密にしながら、この取り組みを推進し、後期高齢者医療制度の円滑な運営が一層図られますよう努力してまいり所存です。

本日は、令和元年度補正予算、令和2年度当初予算のほか条例改正など8件の案件について御審議いただきます。その中で、2年ごとに見直す保険料率につきましては、平成24年以来これまで8年の間、据え置いてまいりましたが、制度を安定的に運営していくためには令和2・3年度の保険料率を引き上げざるを得ない状況に至りました。被保険者数の増とともに、それを上回って増え続けている医療給付費が主な原因ですが、令和4年以降に控えている団塊の世代の後期高齢者入りなど、後期高齢者医療を取り巻く環境が大変厳しい状況にありますことを御理解いただきますよう、どうかよろしく願いいたします。

それでは、提案いたします議案について御説明に入らせていただきます。

まずは、補正予算案についてでございます。議第1号及び議第2号につきましては、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありまして、あわせて、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を定めるものであります。

議第1号は、「令和元年度一般会計補正予算(第2号)」でございます。本議案は、歳出予算につきまして、決算見込みに基づき、科目間の増減補正を行うものでして、歳入歳出予算の総額の変更はございません。債務負担行為につきましては、広域連合の複合機

2台のリース契約に関するものでございます。

続きまして、議第2号は、「令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございます。主な内容といたしましては、決算見込みによる補正でございます。保険料等負担金及び国庫補助金に伴うものとなっております。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,631万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,914億1,093万3,000円とするものでございます。債務負担行為につきましては、健診業務委託契約を締結する市町との契約に関するものでございます。

続きまして、議第3号及び議第4号について御説明いたします。本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、令和2年度の一般会計予算並びに後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決をお願いするものであります。

まず、議第3号、「一般会計予算」について御説明いたします。一般会計につきましては、主に広域連合の運営等に関する経費でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,151万5,000円とするものであります。前年度と比較いたしますと、約2,474万円、8.64%の減額となっております。

次に、議第4号、「後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。特別会計につきましては、主に県下、約28万人の被保険者の皆様の医療給付に係る経費でございます。予算の約98.7%が保険給付費となっております。令和2年度は、主に被保険者数及び給付費の自然増に伴いまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,871億9,763万5,000円とするものであります。前年度と比較をしますと、約7億7,590万円、0.27%の増額となっております。

続きまして、条例改正案につきまして御説明いたします。

議第5号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会の給与等の勧告・報告を踏まえ、勤勉手当及び給料表の改定等を行うものでございます。

次に、議第6号、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては、一般職の職員の給与改定の実施に伴い、本条例の給料表の改定を行うものでございます。

次に、議第7号、「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましては、高確法第104条第3項に基づく令和2・3年度における保険料率につきまして、所得割率及び均等割額を改定するものでございます。また、令和2年4月1日から施行されます高確法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び保険料軽減対象者の所得基準額の引き上げを行いますとともに、年度経過と改元による条文整備を行うものでございます。

続きまして、最後の議案でございます。議第8号、「第3次広域計画の一部改正」についてでございます。この改正は、高確法改正に伴い、令和2年4月以降に実施することとなります。保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業実施につきまして、「第3次広域計画」に明記しますため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○**倉重徹 議長**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

議第4号及び議第7号について、小林久美子議員より質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

はじめに、議第4号について、小林久美子議員の発言を許します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

○**小林久美子 議員**

はい、議長。

○**倉重徹 議長**

21番、小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○**小林久美子 議員**

議第4号について質問をいたします。

令和2年度後期高齢者医療特別会計予算についてですけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてとありますが、具体的にはどういう目的でどのような事業を行うのかという質問です。先ほど全員協議会でも質問が出されていますが、よろしくお願いたします。

2つ目に、保健事業費についてなんですけれども、健診費用などが計上されているんですけれども、特定健診の受診率の目標はどうなっているのかです。受診率の医科健診が15%、歯科健診とありますけれども、これは去年の実績よりもちょっと低いのではないかというふうに思いますので、この点をお尋ねします。

第3点ですけれども、人間ドックにつきましては、菊陽町などは人間ドックをずっと行っていますけれども、市町村への助成額が減っているというふうに聞いていますが、どうなっているのか、その3点についてお尋ねをします。

(小林久美子議員 着席)

○**大西一史 広域連合長**

議長。

○**倉重徹 議長**

大西連合長。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議員御質問 1 点目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の目的及び事業概要についてお答えいたします。

まず、本事業は、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、市町村が効率的・効果的に保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸並びに医療費の適正化につなげていくことを目的として実施をいたします。

次に、本事業の具体的な取り組みといたしましては、地域において事業全体のコーディネート各市町村の医療専門職が担い、医療・介護データを分析して、地域の健康課題を把握すること。また次に、データ分析の結果から、具体的な健康課題を抱える高齢者や閉じこもりがちな高齢者、健康状態不明な高齢者を特定し、必要に応じてアウトリーチ支援を行い、必要な医療・介護サービスにつなげること。また次に、地域の医療関係団体等と連携を図りながら、医療専門職が通いの場等にも積極的に関与し、フレイル予防にも着眼した高齢者への支援を行うなどの取り組みを行うこととしております。

これらの取り組みによりまして、医療費の適正化を図りますとともに、高齢者お一人おひとりが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていただき、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。

(大西一史広域連合長 着席)

○近浦茂実 事務局長

議長。

○倉重徹 議長

近浦事務局長。

(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

私のほうからは、2 点目の健診受診率と 3 点目の人間ドックの助成についてお答えいたします。

まず、2 点目の受診率の目標についてですが、受診率の目標は、「第 2 次熊本県後期高齢者医療保健事業実施計画」、いわゆる「データヘルス計画」において設定しております。計画期間の最終年度、令和 5 年度に、医科健診 17%、歯科健診 17.7%を目標として、今年度は、医科健診 15%、歯科健診 15.5%を目標としております。

なお、令和 2 年度から実施いたします高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に関連して、フレイルなど高齢者の特性を把握するための新たな健診の質問票が作成されております。生活習慣病・フレイル等の早期発見、重症化予防のために健診の受診率向

上を図ることは重要でありますことから、データヘルス計画の中間見直しの時期において受診率の目標も見直してまいりたいと考えております。

次に、3点目の人間ドック実施に伴う市町村の助成についてお答えします。

人間ドックにつきましては、国の特別調整交付金を財源として、市町村における事業実施に対し、費用を助成しており、令和元年度は13市町村において事業を実施いたしております。

しかしながら、平成29年12月の国からの通知において、平成30年度以降の本事業に係る交付金の取り扱いについて「今後段階的に削減する」旨の方針が示され、令和2年度で交付が終了することとなったことを受けまして、平成30年5月に開催いたしました県内の各市町村で構成いたします主管課長会議で検討した結果、国の方針どおり、段階的に助成を廃止することとしております。

しかし、健康診査に代えて人間ドックを実施した場合に健診項目に係るデータを広域連合もしくは実施した市町村において管理し、保健事業に活用することを条件に国の交付金の対象となることから、人間ドックにつきましても助成ができるような制度を検討しておりまして、今後も実施市町村と協議を進め、被保険者の方々の健康保持のための本事業のあり方について見直してまいりたいと考えております。

(近浦茂実事務局長 着席)

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

まずは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、令和2年度は、事業を実施するのは全市町村になるのか、それとも特定の市町村になるのかということで、先ほど全員協議会のときの説明では、11の市町村が手を挙げているということでしたけれども、その確認と、あと地域のコーディネートを担う専門職は、各市町村の職員だというふうに思いますけれども、これはどういう職種を考えておられるのか。なぜこの質問をするかといいますと、市町村の人材は、今でも非常に国保だったり介護だったり不足してしまっていて、正職員が非常に少なく、非正規でまかなっているところもありますので、どういふふうに市町村のコーディネートを置く予定なのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、通いの場合は、デイケアとか、そういうところのイメージなのかというふうに思いますけれども、医療機関やかかりつけ歯科医・薬局等、かかわりというところでは、もう少しイメージがつかないので、どういう内容なのかわかればお願いしたいと思います。

それから、特定健診なんですけれども、先ほど予算書では、医科健診が15%なんです

けれども、歯科健診が1.5%なんですけど、データヘルス計画では15.6%と高いので、その絡みは考えなくていいのか、データヘルス計画どおりに目標をもてないのかというのが再度の質問です。

それから、人間ドックなんですけれども、やはり先ほどから介護予防の一体化とか出ていますが、病気を予防するという点から見まして、75歳以上でありましても人間ドックをやって、病気を早期に発見するという事は非常に大事だというふうに思います。これが、国が交付金を打ち切るということなんですけれども、介護予防の一体化とか考えて、高齢者の健康寿命が延びるよにということであれば、人間ドックとかも本当は必要ではないかというふうに思います。いったい、国からの交付金というのは、どのくらい出ているのか、この点について再度お願いします。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○近浦茂実 事務局長

はい。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

近浦事務局長。

_____ ○ _____

(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

小林議員お尋ねの、まず1点目でございますけども、本年度事業を実施予定しておりますのは、先ほど説明もございましたけども、令和2年1月に各市町村に調査を行ってございまして、その段階では11市町村となっております。

次に、地域コーディネートを担う専門職についてのお尋ねでございますけども、厚生労働省の10月25日事務連絡において通知されました特別調整交付金交付基準として考えられる案におきまして、地域コーディネートを担う専門職については、保健師等の医療専門職とされております。厚生労働省の通知では、この地域のコーディネートを担う医療専門職については、圏域での雇用も可能としております。

しかしながら、地域においてはそういった人材がないといったお声もいただいておりますので、大変人材が不足していることは認識いたしておりますので、人材確保のために関係機関との調整を行うとともに、厚生労働省に対しましても、業務の按分等で実施が可能といった体制がとれるような交付基準の緩和策を今要望しているところでございます。

次に、健診の受診率につきましては、先ほども申し上げましたけども、令和2年度から保健事業と介護予防の一体的な実施が始まります。県内の各市町村で生活習慣病・フレイル等の早期発見、それから重症化予防などの取り組みを進めてまいりますけども、その一環として健診の受診率を向上することは極めて重要であるというふうに認識しております。今後とも各市町村と連携を図りながら、更なる受診率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、最後の人間ドックに対する助成についての御質問でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、主管課長会議において検討しました結果、人間ドックという制度としては、国の方針どおり、段階的に助成を廃止する方針としたところでございますけれども、この人間ドックの助成に代わりまして、健診費用の中で人間ドックを受診した人がその補助を利用できるような制度を実施する市町村とともに調整してまいりたいというふうに考えております。

それから、人間ドックの利用助成に対します補助でございますけれども、国からの交付金は772万8,750円でございます。

(近浦茂実事務局長 着席)

○ 倉重徹 議長

よろしいですか。

○ 小林久美子 議員

はい。

○ 倉重徹 議長

以上で、議第4号についての質疑は終了しました。

次に、議第7号について、小林久美子議員の発言を許します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

○ 小林久美子 議員

議長。

○ 倉重徹 議長

21番、小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○ 小林久美子 議員

議第7号について質疑をします。

1つ目は、令和2・3年度保険料率が示されていますけれども、一人当たり7,533円の増加については負担が大きいと考えます。熊本の保険料については、九州の他県と比較してどうなっているのか、お尋ねします。

2つ目なんですけれども、保険料軽減対象者が拡大をされますが、そのことによりどの程度の影響があるのか、お尋ねします。

3点目は、熊本県の平均所得は全国平均から見ましても、約20万円ぐらい平成30年度では低かったかなというふうに思います。そのときは、恐らく一人当たりの平均が

34万円台だったというふうに思いますけれども、この保険料の設定に当たって、県の被保険者の平均の所得はどのように考慮されているのか、お尋ねします。

4番目は、財政安定化基金を最大限活用したとありますけれども、先ほど全員協議会でも若干説明がありましたけれども、具体的にお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○倉重徹 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

まず、御質問の1点目、熊本県の保険料と九州各県の保険料の比較状況についてですが、現在、各広域連合の議会におきまして順次条例改正が行われている最中でありますので、詳細は把握しておりませんが、本年1月の厚生労働省報告時の試算を聞き取りにより調査した結果では、熊本県の一人当たり保険料額は、九州8県の中、上から4番目と、こういうことになっております。

次に、3点目の全国に比べて熊本県の平均所得が低いことが保険料の設定にどのように反映されているのかについてでございますが、広域連合間の所得の格差による不均衡を是正するために、国におきまして普通調整交付金の制度が設けられております。熊本県の平均所得は低い水準にありますため、全国平均よりも多くの交付を受けております。また、その分を保険料算定時の収入に計上して料率を算定いたしますので、全国の所得格差による影響を調整した料率となっております。

なお、所得による影響は、応能応益割合、つまり均等割と所得割の比率にもかかわってまいります。本来、賦課総額に対する均等割と所得割の比率は50対50となるものですが、全国に比べ所得が低い当広域連合では応能割合となる所得割の比率が低くなり、所得係数を基に算出いたしました比率は均等割59対所得割41といたしております。

次に、4点目、財政安定化基金の活用についてでございますが、この基金は、高齢者の医療の確保に関する法律第116条の規定により、広域連合の保険財政の安定化を図るため、県に基金を設置し、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や予想以上の給付費の伸びによる財政不足に対し、基金の交付及び貸付を行うものとされ、特例として保険料率の増加の抑制を図るために交付を受けることができるものとされております。

平成23年10月28日付け厚生労働省保険局高齢者医療課の事務連絡において、保険料率の算定の際に財政安定化基金を取り崩す場合、次期2年間のそれぞれの保険料賦課総額の3%分を基金残高として残すよう示されております。

それに対し、熊本県は、更に中長期的な観点から4年間の財政運営を考慮した残高とする方針でありますことから、当広域連合としては、今回の改定における増加抑制財源計上前の2年間の賦課総額、約540億円の3%分の倍の約32億円を残すこととし、基金残高42億円との差額10億円を保険料増加抑制の財源として計上いたしております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○近浦茂実 事務局長

議長。

○倉重徹 議長

近浦事務局長。

(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

私からは、議員お尋ねの2点目、保険料軽減対象者が拡大されることによる影響についてお答えいたします。

昨年11月に試算いたしました結果によりますと、均等割5割軽減対象者の所得基準額が拡大することによりまして1,127人、また2割軽減対象者の所得基準額の拡大によりまして1万71人がそれぞれ新たな軽減区分の対象となります。

影響といたしましては、5割軽減対象者の拡大によりますものが1,710万円、2割軽減対象者の拡大により約1億192万円、合計1億1,902万円の保険料負担が軽減されるものと試算いたしております。

(近浦茂実事務局長 着席)

○倉重徹 議長

以上で、議第7号についての質疑は終了しました。

次に、討論及び採決に入ります。

議第1号、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第1号を採決いたします。

議第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第2号を採決いたします。

議第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第3号を採決いたします。

議第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号について、小林久美子議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

21番、小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第4号につきまして、反対をします。

主な反対の理由は、保険料の値上げが行われるという問題です。保険料率の改定は、この後、議第7号でも審議をされますが、令和2・3年度の保険料率は今までより一人当た

り7, 533円の増で、一人当たりの保険料率が6万2, 803円になり、先ほど本当に熊本は低い所得だということを質問をしましたがけれども、その平均所得が低い中でのこれだけの重い保険料の負担というのは、非常に高齢者にとって今でも重い保険料の負担が、また新たに課せられるということで反対をします。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

○倉重徹 議長

以上で、議第4号について、小林久美子議員の討論は終了しました。

これより、議第4号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

議第4号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号、「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第5号を採決いたします。

議第5号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第6号を採決いたします。

議第6号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号について、小林久美子議員より討論の通告があつておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

○小林久美子 議員

議長。

○倉重徹 議長

21番、小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第7号について、反対討論を行います。

後期高齢者の多くは国民基礎年金で生活されておられて、この間の年金の引下げ、また昨年10月からの消費税10%への増税により、生活必需品、食費、水道光熱費などが値上がりし、大変厳しい生活です。平成20年度から後期高齢者医療制度が始まっていますが、そもそも医療費がかかるはずの後期高齢者を国保から分離したこの制度は大きな問題があります。それは社会の高齢化が進むに従い、必然的に保険料の引き上げに直結する制度の大きな矛盾があるからです。スタート時は、所得割率が8.62%、均等割が4万6,700円からスタートした後期高齢者のこの制度です。また、国は、この後期高齢者の被保険者の負担率を10%で制度当初はスタートしましたが、それが11.41%と負担が大きくなっている、このことについて反対をするものです。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○倉重徹 議長

以上で、議第7号について、小林久美子議員の討論は終了しました。

これより、議第7号、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議第7号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 8 号、「熊本県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改正について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第 8 号を採決いたします。

議第 8 号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第 8 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

_____ ○ _____

日程第 13 一般質問

○倉重徹 議長

次に、日程第 13、「一般質問」を行います。

お手元に配付してあります「一般質問通告書」のとおり、小林久美子議員から一般質問の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は一人 10 分以内、回数は 3 回まででありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

一般質問を行います。

国の全世代型社会保障検討会議では、75 歳以上の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げることが検討されています。現在は、370 万円以上の人は既に 3 割負担になっています。更に保険料の引き上げが行われると高齢者の負担が大きい。国に対して、窓口負担の現状維持と、被保険者の負担を将来にわたって抑えるために、後期高齢者医療制度に対する国庫負担の引き上げを働きかけるべきではないかと通告をしていますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

高齢化に伴い、病気や怪我のリスクが高くなることは避けられません。窓口の負担等は、受診時の受診をためらわせ、早期発見・早期治療を妨げることで重症化が懸念され、結果として医療費の高騰につながります。また、社会保障のためといって消費税増税を強行し

ながら、実際に社会保障は切り捨てられる方向です。窓口負担の倍増に加えて、介護施設の入所者の食費負担の引き上げ、マクロ経済スライドで年金の引下げで7兆円も削減する。最も被害を受けるのは、高齢者だけではなくて、若い世代だと懸念をします。

以上のような理由から、被保険者の窓口負担の現状維持、また後期高齢者医療制度に対する国庫負担の引き上げを広域連合としても働きかけるべきではないかと考えますが、連合長の意見をお願いいたします。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

後期高齢者の窓口負担のあり方につきましては、かねてより全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして要望活動を行っており、昨年11月も、厚生労働大臣に対しまして、「後期高齢者の窓口負担を引き上げることについては、高齢者が受診を控え、重症化につながる恐れがあるため、高齢者の所得状況等に考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること。また、やむを得ず窓口負担の引き上げを実施する場合は、激変緩和措置を講じる等、所得の少ない被保険者に十分に配慮すること」を要望をしております。また、国庫負担につきましては、「後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、十分な措置を講じること」との要望を行っております。

被保険者の負担のあり方につきましては、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から引き続き検討すべき課題でありますことから、国においては、被保険者の生活への影響を十分に考慮し、今後も慎重に検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

答弁、ありがとうございました。

窓口負担の引き上げについては緩和措置ということでしたけれども、ぜひやはり1割から2割というのは倍増ですので、中止ということをお国に働きかけていただきたいというふうに思っています。

また、国庫負担割合を増やすなど、国に財政支援拡充を求めているというのは、以前にはなかったことですので、最近やはりこれだけ被保険者への負担が重くなっていくというところで広域連合としても国に働きかけておられるんだなということで承知をしていますし、共感できます。

しかし、国がそういう措置を講じない場合でも、自治体として、また広域連合としても、被保険者に負担を課さない手立てが私は必要ではないかというふうに思いますけれども、広域連合長の見解を再度お尋ねしたいと思います。

また、高齢者の負担率の変遷を見ますと、平成20年度は10%で、令和2・3年度が11.41%ですけれども、これは国の意向によってどんどん変わっていくのか、どうか。この点については、ちょっと通告はしていなかったんですけれども、もしわかればその点がどうしても気になりますので、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

まず、先にお尋ねのありました窓口負担のあり方についてでございますが、2025年(令和7年)には、団塊の世代の方々が全て75歳以上になる超高齢社会を迎えます。医療費は更に増加し、今後の制度運営につきましますますます厳しくなるものと思われま

す。後期高齢者の窓口負担のあり方につきましては、国において検討がなされておりますが、今後増え続ける被保険者数と一人当たり医療費の増加、また少子高齢化の中で後期高齢者医療制度を支える現役世代の支援金が増加を続けていることを考えますと、世代間の公平性の確保や本制度を持続可能なものとするためには、一定所得以上の方について御負担をお願いすることもやむを得ないというふうに考えております。

また、国の財政支援措置が講じられない場合でも広域連合による費用負担ができないかということですが、その負担がまた次期保険料率に影響するということになりまして、更に保険料率が上昇するという結果になります。後期高齢者医療制度を将来にわたって安定したものにするためには、広域連合独自で被保険者の負担軽減措置を図ると、こ

ういうことはなかなか困難ではないかというふうに考えているところでございます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○近浦茂実 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

近浦事務局長。

_____ ○ _____

(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

高齢者負担率についてのお尋ねでございますけども、高齢者負担率につきましては、現役世代と高齢者の人口の割合ですとか、日本国民の所得の状況等を勘案しまして、調整されているというふうに考えております。

以上でございます。

(近浦茂実事務局長 着席)

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

小林久美子議員、最後の登壇となります。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

はい。議第4号、また議第7号、一般質問も全て高齢者の保険料がこれ以上大きくなるというのは非常に限界ではないかと思っ、て、質疑と討論をさせていただきました。私の接している方は、どうしてもやはり国民年金で6万円とか、御主人が亡くなった後、一人でやっていけないといけないというような方の生活相談とかたくさん受けますと、やはり医療の問題、また保険料の問題が何とかならないかというのが非常に多いものですから、質問をさせていただきました。

私自身も保健婦としてずっと働いてきた経験を生かして、また後期高齢者医療広域連合も国にいろんな働きかけを行われているというようなことも聞いておりますので、また今後とも町民の方々、被保険者の方の意見をここで述べさせていただきたいと思ひます。

今日は、大変ありがとうございました。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉重徹 議長

御異議なしと認めます。

よって、本会議において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、令和2年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時38分閉会

~~~~~